

# 北見赤十字病院 緩和ケア病棟運営規程

緩和ケア委員会

## 【入棟基準】

1. 治癒困難と判断され、かつ、治癒・延命を目的とした積極的抗がん治療を望まない終末期がんの患者（以下、患者）。
2. 症状緩和のために放射線治療を受ける患者。
3. がんに伴う苦痛が著しく、専門的緩和治療を必要とする患者。
4. 在宅療養を目指す患者、または、あらかじめ日数を定めた在宅療養中の患者の休養目的の入院。
5. 原則として、患者およびその家族が当院緩和ケア病棟の理念を理解している。また、病名・病状について正しく理解している。
6. 入院生活の規律を理解し、遵守することができる。
7. 入退院を繰り返すこと、転院もあり得ることを了承している。
8. 重篤な合併症を有し、専門的治療を要する患者は入院できないことがある。

## 【退棟基準】

1. 患者・家族が退院を希望している。
2. 苦痛症状が緩和され、在宅に移行できる。
3. 苦痛症状が緩和され、他院へ転院ができる。
4. 緩和ケア病棟では対応困難な急性治療を要する。
5. 悪性腫瘍の治癒・縮小目的の抗がん治療を希望する。
6. 入院規律が遵守できない。

## 【転科・転棟要件】

1. 当院緩和ケア病棟入棟基準を満たし、理解している。
2. 元科主治医が、転科・転棟に同意している。
3. 本人または家族が、当科の担当医の診察を受けている。
4. 本人または家族が、医療コーディネーター（緩和ケア病棟師長）との面談を済ませている。

(＊エイズ患者の入棟については都度検討することとする。)

## 附 則

- 1, この規程は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
- 2, 平成 30 年 7 月 25 日一部改正施行